

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

氏 名 薦田 高周（こもだ たかひろ） 44 歳

施術所名 こもだ接骨院

所在地 愛媛県四国中央市金生町下分 2 1 9 - 1

開設者 薦田 高周

※ 当該柔道整復師は、平成 26 年 10 月 31 日付で受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

平成 28 年 12 月 1 日

3 受領委任の取扱いを中止相当とする根拠となる規定

(1) 柔道整復師の施術に係る療養費について（平成 22 年 5 月 24 日付保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知）

(2) 柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（平成 11 年 10 月 20 日付保発第 145 号・老発 683 号厚生省保険局長・厚生省老健福祉局長通知）

4 監査を行うに至った経緯

保険者から療養費の請求内容に疑義があるとの情報提供があったため、情報内容を精査したところ、療養費を不正に請求していることが強く疑われたことから、当該柔道整復師に対して監査を実施した。

5 受領委任の取扱いの中止相当に至った主な理由

(1) 不正事項

- ・ 実際に行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。

(2) 監査時に判明した不正請求額

患者数 6 名分

療養費支給申請書 12 枚（平成 24 年 7 月から平成 25 年 7 月施術分）

金額 90,263 円

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

- ・ 施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- ・ 受領委任の取扱いの中止措置を受けた柔道整復師は、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができません。
- ・ 受領委任の取扱いの中止措置を受けた柔道整復師が施術管理者となっていた施術所の開設者に対しては、原則として中止後5年間は新規の承諾等をしません。

「受領委任の取扱いの中止相当」とは

- ・ 本来中止措置とすべきであるが、既に受領委任の取扱いを辞退しており中止ができないため、中止となった場合と同等の措置（原則として5年間は受領委任の取扱いを認めない）を行うものです。